

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和元年7月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第 1 号

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員給与規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「平成」を削る。

(京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局給与規程の一部を改正する規程(平成28年3月31日上下水道局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

附則第9項及び第12項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局給与規程の一部を改正する規程(平成30年3月30日上下水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第3項の表中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(上下水道局総務部総務課)